



10月から 「子ども手当」が変わりました

子ども手当の制度が10月から変わりました。これまで子ども手当を受け取っていた方も含め全ての方が、申請を必要とします。

10月分からの支給額

■手当の月額（平成23年10月分～平成24年3月）

●支給金額

- ・ 0歳～3歳未満 15,000円（一律）
※3歳誕生日の翌月からは月額10,000円となります。
- ・ 3歳～小学校終了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・ 中学生 10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

申請が 必要です

10月分からの子ども手当を受取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村へ申請をしてください。（公務員の方は勤務先へ申請）

※申請の際には、印鑑、預金通帳、健康保険証（世帯全員分）を持参願います。

ご注意ください

次の方は速やかに申請してください。

- 10月以降に他の市町村へ転居した方
- 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日（転出予定日）の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

詳しくは、健康福祉課福祉・高齢者グループ（☎74-3001）へ。

